

日常生活のサポート

■ライフサポート事業(身体・知的・精神・難病)

- 内 容…① ホームヘルプサービス(自宅等での支援など)
② ショートステイ(短期入所)

※但し、障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスメニューに該当しているものについては、障害者総合支援法、児童福祉法の制度を優先してご利用いただきます。

※介護保険による給付の対象者は、介護保険給付が優先されます。

- 対象者…① 身体障害者手帳を所持している方
② 療育手帳を所持している方
③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
④ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された方
⑤ 医師により、知的障害と診断された方
⑥ 特別支援教育対象となる児童又は生徒
⑦ 発達に障がいがあると医師に診断された児童又は生徒
⑧ 障害者総合支援法の対象となる難病患者の方

- 利用料…利用料の3分の1(円単位未満端数切上げ)

- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

■難病患者等介護者リフレッシュ事業

- 内 容…診療報酬における在宅患者訪問看護・指導料又は訪問看護診療費に係る指定訪問看護の費用を算定する訪問看護を2時間実施した後、引き続き同内容で実施する2時間から6時間までの訪問介護に対する費用を助成します。
(1)在宅支援事業 難病患者等に対し、滞在型訪問看護を提供する。
(2)就学支援事業 難病患者等に対し、その就学する小、中学校又は義務教育段階の特別支援学校における活動に際して医療的ケアを提供する。
※県立学校における就学支援事業は静岡県教育委員会の事業が優先されます。

- 対象者…市内に住所があり、下記に該当する方で、在宅で人工呼吸器を使用している方又は気管切開で頻回に吸引が必要な方のうち、医師の指示により滞在型訪問看護が必要であると認められる方の介護者。

・特定疾患患者、指定難病患者、重度心身障害児(者)、小児慢性特定疾病児童、筋ジストロフィー患者等

- 利用料…利用料の10%

- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

■ 自動車運転免許取得助成（身体）

障がい者が運転免許を取得する際に費用を助成します。

■ 内 容…普通自動車免許取得費のうち、指定教習所に支払った経費の3分の2以内で10万円を上限とする。

■ 対象者…次の全てに該当する方

- ① 満18歳以上の肢体不自由者で、障がいの程度が1級又は2級の方
- ② 自動車免許の取得により、収入が向上し、就業が有利になりその他更生に役立つことが見込まれる方
- ③ 静岡県公安委員会指定自動車教習所に入所し、自動車運転免許を取得した方
- ④ 自動車改造費助成事業を申請又は申請予定の方

■ 注意事項…免許取得後4ヶ月以内に申請してください。

■ 窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ）
業務窓口一覧（P69）参照

■ 自動車改造費助成（身体）

既存の自動車を身体障がい者自ら運転できるように改造する際に改造費を助成します。

■ 内 容…自動車の走行装置及び駆動装置の改造に要した経費とし、10万円を上限とする。

■ 対象者…次の全てに該当する方

- ① 満18歳以上の肢体不自由者で、障がいの程度が1級又は2級の方
- ② 就労などに伴い、自らが所有し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- ③ 前年分の課税所得額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えず、経済的な理由により自動車の改造が困難な方

■ 注意事項…再申請は前回の申請日から3年を経過している必要があります。ただし、交通安全等やむを得ない理由により改造の必要が生じた場合はその限りではありません。改造に要した経費の支払が完了した日から4ヶ月以内に申請してください。

■ 窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ）
業務窓口一覧（P69）参照

■施設入浴サービス(身体・難病)

- 内 容…家庭での入浴が困難な身体障害者に対し、社会福祉施設等の機能を利用して、入浴サービスを行います。(他の入浴サービスとの併用はできません)
※訪問入浴サービスが優先されます。
- 対象者…身体障害者手帳肢体不自由1級、2級を所持している方及び難病患者の方で、次の全てに該当する方
 - ① 肢体に著しい障がいがあるため、居宅の入浴設備では入浴することが困難な方
 - ② 医師が入浴を可能と認めた方
 - ③ 介護者が入浴に付き添える方
- 費 用…1回500円(但し、その他実費がかかる場合があります。)
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■粗大ごみ戸別収集(身体・知的・精神)

- 内 容…粗大ごみを運搬する手段がなく、処分に困っているご家庭に戸別収集を行います。
※引越越しごみなど大量のごみを出される場合は専門業者へご相談ください。
- 申込方法等…予約制、原則1世帯につき月1回(予約状況により、希望の日程に添えない場合があります)
ごみ対策課 電話:(0538) 37-4812(住所、氏名、ごみの種類・数量・大きさなどを伺います)
- 利用料…基本料金1,040円、ごみ1個につき210円の処理手数料がかかります。(10円未満切り捨て)
基本料金1,040円が免除される場合があります。
※消費税率の改訂に伴い、料金に変更になる可能性があります。
- 基本料金免除の対象者…
次のいずれかに該当する方で、収集日までに民生委員から減免申請書の交付を受けた方。
 - ① 身体障害者手帳1級から3級を所持している方のみの世帯。
 - ② ①に該当する方及び70歳以上の高齢者の方のみで構成する世帯。
 - ③ ①及び②に準ずる世帯(知的・精神のみの世帯等、対象となる場合あり)※いずれも世帯分離除く
詳細や不明な点は、ごみ対策課までお問い合わせください。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■家庭ごみ収集カレンダー(点字・拡大文字)

- 内 容…日程を点字表記したものや拡大したカレンダーを希望者に配付しています。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■ごみ袋の「◎シール」(視覚障害)

- 内 容…視覚に障がいのある方のごみ出しを支援するため、ごみ袋に貼って利用する「◎シール(二重丸シール)」を配布しています。
- 対象者…身体障害手帳(視覚障害)を有する方のみの世帯
- 申込み…ごみ対策課、福祉課障害福祉グループ、各支所市民生活課
※代理の方による申し込みも可能です。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■食の自立支援(身体・知的・精神・難病)

- 内 容…障がい等のある方の生活の質の確保、自立と健康増進を図るため、在宅の方に対して週2回以内でお弁当の配達サービスを行います。また、あわせて、安否の確認を行います。
- 対象者…各種障害者手帳を所持している方、または難病患者の方で食材の確保や調理が困難で支援が必要と認められる方のうち、次のいずれかに該当する方。
 - ① 障がい者等のみの世帯の方。
 - ② 高齢者のみと同居している方。
- 利用料…①生活保護世帯 無料
②生計中心者の前年分所得税額が9万円を超えない世帯 1食につき200円
③生計中心者の前年分所得税額が9万円を超える世帯 1食につき500円
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■寝具洗濯乾燥等サービス(身体)

- 内 容…生活の向上を図ることを目的に、年度毎に4回、1回につき寝具2枚を上限として寝具の洗濯、乾燥、消毒のサービスを行います。対象となる寝具は敷布団、掛け布団、毛布及び肌掛け布団です。
- 対象者…在宅の身体障害者の方で、寝具の衛生管理が困難な方。
- 利用料…1枚につき 110円～460円(寝具によって、利用料が異なります。)
- 窓 口…高齢者支援課事業給付グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■訪問理美容サービス(身体)

- 内 容…より快適な在宅生活を実現することを目的に、年度毎に4回を上限として、理容師又は美容師を派遣し、理美容サービスを受けることができます。
- 対象者…在宅の身体障害者の方で、理容店等へ出向くことが困難な方。
- 利用料…理美容代の実費
- 窓 口…高齢者支援課事業給付グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

駐車禁止除外標章(身体・知的・精神)

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が、通院・通学等に必要がある場合、(歩行困難で通院・通学等に支障がある場合)に、管轄の警察に申請し許可されると、駐車禁止区域内でも他の交通のさまたげにならない限り駐車できます。

○ 状態によっては該当とならない場合あり
非該当

△ 障害の内容により該当する場合としない場合あり

身体障害者

障害区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	○	○	○	△		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
音声又は言語機能障害						
上肢不自由	○	△				
下肢不自由	○	○	○	○		
体幹不自由	○	○	○			
脳原性上肢運動機能障害	○※1	○※1				
脳原性移動運動機能障害	○	○	○			
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう又は直腸機能障害	○		○			
小腸機能障害	○		○			
肝臓機能障害	○	○	○			
免疫機能障害	○	○	○			

※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

知的障害者

障害区分	A	B
療育手帳	○	

■手続きに必要なもの
・障害者手帳

精神障害者

障害区分	1 級	2 級	3 級
精神障害者保健福祉手帳	○		

■窓口
磐田警察署交通課
TEL 0538-37-0110

■静岡県ゆずりあい駐車場制度(身体・知的・精神)

車椅子利用者等歩行が困難な方に「利用証」を交付し、駐車場の適正利用を図ります。
交付対象者は上表に該当し、かつ、現に歩行困難な状態にある方が対象となります。

■手続きに必要なもの…障害者手帳

■窓口…静岡県西部健康福祉センター福祉課 37-2251
福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)業務窓口一覧(P69)参照

■障害者歯科診療(磐周歯科医師会)

市では磐周歯科医師会の協力を得て、知的障がいや有し、歯科治療を受けることが困難な方のために「障害者歯科診療」を行っています。

なお、歯科医師(協力医)が診察し、診療が困難とされる場合は、磐田市立総合病院口腔外科と連携し診療をすすめていきます。

- 対象者…市内在住で、療育手帳を所持している方
- 場 所…各歯科医院
- 費 用…健康保険にて対応(一部自己負担金があります。)
- 窓 口…社団法人 磐周歯科医師会 電話・FAX:0538-34-8536

■訪問歯科診療(磐周歯科医師会)

市では磐周歯科医師会の協力を得て、寝たきりの状態であり、歯科治療を受けることが困難な方のために「訪問歯科診療」を行っています。

なお、歯科医師(協力医)が訪問し、診療が困難とされる場合は、磐田市立総合病院口腔外科と連携し診療をすすめていきます。

- 対象者…市内在住で歯科医院に通院することが困難な寝たきりの老人等で、居宅での歯科診療が可能な方(他科への通院をされている方は対象にはなりません。)
- 場 所…自宅
- 費 用…健康保険にて対応(一部自己負担金があります。)
- 窓 口…社団法人 磐周歯科医師会 電話・FAX:0538-34-8536

■福祉車両の貸し出し

歩行が困難な方の通院や入退院のため、車椅子又は寝たままの状態でも乗り降りできるリフト又はスロープ付き車両を貸し出ししています。

- 対 象 者 …市内に住所を有する者及び団体
- 使用条件…県内でかつ総走行距離が200kmを超えない範囲
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- 窓 口…社会福祉協議会 電話:0538-37-4864 FAX:0538-37-4866